

# ハイブリッド大会参加者多様化促進事業積立資金 規則

令和5年5月11日理事会制定

## (総則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という。）の、ハイブリッド大会参加者多様化促進事業積立資金（以下「資金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

## (目的・施行期間)

第2条 この資金はハイブリッド大会に参加する参加者の年齢構成・性別・国籍などの多様化を促進する参加支援事業の必要性を検証するために、2024年大会から3カ年に限って試行する。

2 理事会による事業評価を経て、恒常的な事業への判断を行う。

## (資金計画)

第3条 この資金は、当連合の2022年度の剰余金の一部を財源として2022年度に300万円、2023年度に250万円を積立てる。なお、この資金の積立限度額は、550万円とする。

2 この資金は、2024年度に200万円、2025年度に200万円、2026年度に150万円を取り崩し、第2条の目的に適う事業費に充てる。

## (資金の運用方法)

第4条 この資金は特定費用準備資金とし、元本の安全性に配慮して、定期預金で運用する。

## (資金の支出)

第5条 本資金は、日本地球惑星科学連合大会への参加に関する補助の目的の為に、以下の一項に該当する事業に対して支出することが出来る。

- (1) 日本地球惑星科学連合 2024年大会
- (2) 日本地球惑星科学連合 2025年大会
- (3) 日本地球惑星科学連合 2026年大会

## (資金活用の発議・承認)

第6条 第5条に関しては、当連合の大会運営委員会からの発議により理事会の承認を必要とする。

(資金の維持・管理)

第7条 この資金は第2条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

2 この資金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。

3 この資金は第2条及び5条に規定する事業目的以外に使用することはできない。やむを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3分の2以上の議決を必要とする。

(事業報告)

第8条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

(規則の改廃)

第9条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、令和5年5月11日から施行する。